八尾市告示第509号

令和7年度八尾市職員用端末等一式のリースについて、一般競争入札を行う ので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び八尾市財務 規則(昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。)第104条の規定に より次のとおり公告する。

令和7年11月17日

八尾市長 山 本 桂 右

記

- 1 入札に付すべき事項
 - (1) 件名 令和7年度八尾市職員用端末等一式のリース
 - (2) 入札物件 令和7年度八尾市職員用端末等一式
 - (3) リース期間 令和8年1月1日から令和12年12月31日まで
 - (4) 入札回数 3回打切りとする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 令和7年度八尾市競争入札参加資格者名簿(物品、委託・役務等)において、取扱業種が「リース・レンタル」又は「情報処理関連」で登録されていること。
 - (2) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八 尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置(以下「入札参加停止 措置」という。)、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等 排除措置(以下「入札等排除措置」という。)及び本件業務に関連する 法令に基づく営業停止処分(以下「営業停止処分」という。)を受けて いないこと。
 - (3) 八尾市暴力団排除条例(平成25年八尾市条例第20号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でないこと。
- 3 一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホーム

ページに一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのURL https://www.city.yao.osaka.jp/

- 4 入札参加資格審查申請手続
 - (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類(以下「申請書類」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 実績調書

- (2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参して提出しなければならない。
- 5 入札参加資格審查申請受付
 - (1) 受付期間 公告の日から令和7年11月27日までの日(土曜日、日曜日及 び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定す る休日を除く。)の午前9時30分から正午まで及び午後1時 から午後4時まで
 - (2) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所西館5階 会議室
- 6 入札参加資格審査及び通知

申請書類により入札参加資格を審査し、入札参加資格を認められなかった 者に対しては、理由を付して通知する。

- 7 仕様書等に対する質問及び回答
 - (1) 仕様書に対する質問は、電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。
 - ア 質問受付期間 公告の日から令和7年11月27日午後4時まで
 - イ 問合せ先 八尾市政策企画部デジタル戦略課

電子メールアドレス koubo_joho@city.yao.osaka.jp 電話 072-924-9860 (直通)

(2) 受け付けた質問及びその回答は、令和7年12月2日までに本市のホームページ上(仕様書を公開するページと同じ箇所)にて公開する。

- 8 入札に参加することができない者
 - (1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札 参加停止措置、入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者
 - (2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定に よる更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、 入札執行時において、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けて いないもの
 - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けていないもの
- 9 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所西館 5 階 会議室

10 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額(1年当たりの契約金額に換算した金額)の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

- 11 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和7年12月4日(木)午後3時00分
 - (2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館4階 入札室
- 12 入札の中止等

令和7年度八尾市職員用端末等一式のリースに係る一般競争入札心得(以下「入札心得」という。)第5条に定めるところによる。

- 13 落札者の決定
 - (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、

公正な取引の秩序を乱すおそれがあると本市が判断したときは、落札者と ならないことがある。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

14 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は入札心得第7条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、入 札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合又は暴力団員若しくは 暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この 場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付 を免除された者であるときは、違約金として落札金額(1年当たりの契約金 額に換算した金額)の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

16 その他

(1) 入札の執行

入札に参加する者の数が1の場合であっても、入札は行うものとする。

(2) 入札の参加人数 入札の参加人数は、1事業者2名までとする。

(3) 納入業者等への支払

落札者は、令和7年度八尾市職員用端末等一式(以下「端末等一式」という。)の納入業者等に対し、令和8年1月末日までに全額を一括で支払うこと。

(4) リース料の支払

本市における落札者に対するリース料の支払は、毎月払とする。

(5) リース期間満了後における端末等一式の取扱い

落札者は、リース期間満了後、端末等一式を本市に無償で譲渡するものとする。

17 間合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市政策企画部デジタル戦略課

電話 072-924-9860 (直通)

電子メールアドレス koubo_joho@city.yao.osaka.jp